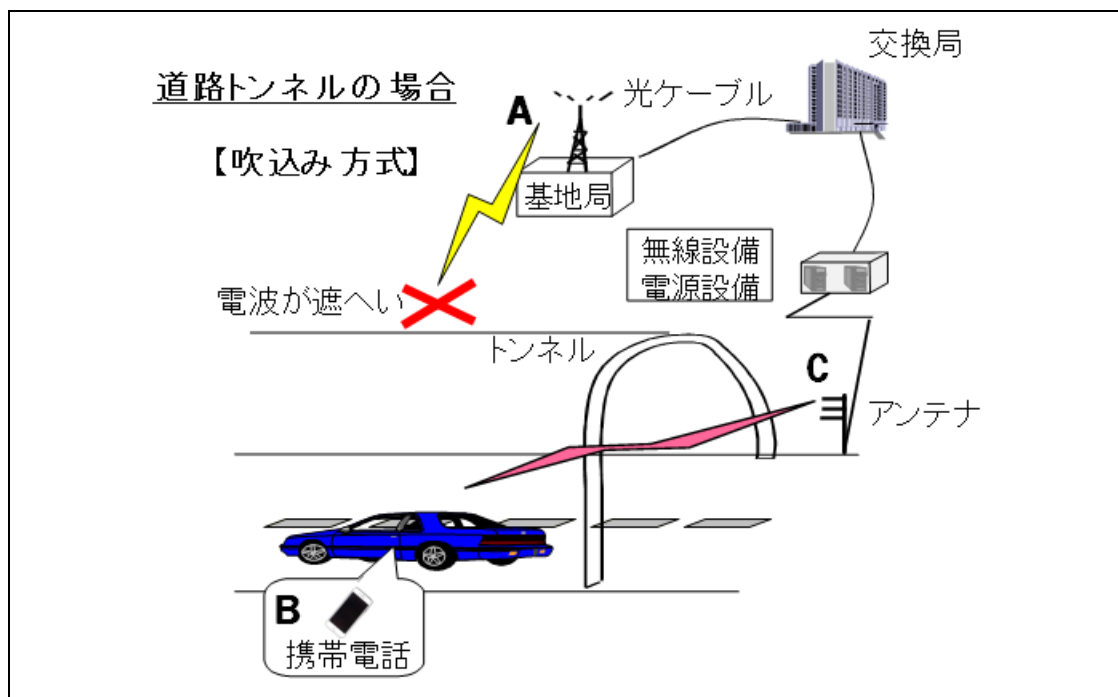


○無線システム普及支援事業（電波遮へい対策事業）の概要

道路トンネルや鉄道トンネルなど電波が遮へいされる場所において、移動通信用中継施設の整備を行う一般社団法人等に対して、国がその設置費用の一部を補助します。

- 1 事業主体：一般社団法人等
- 2 対象地域：道路トンネル、鉄道トンネル、医療施設
- 3 補助対象：移動通信用中継施設（鉄塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等）
- 4 補助率：道路トンネルの場合 1/2、鉄道トンネル及び医療施設の場合 1/3

○電波遮へい対策（道路トンネル対策）のイメージ



注：無線局Aと無線局Bとの間の電波が遮へいされるため、無線局Cを設置することにより代替する伝送路を開設。